

議案第61号

幸手市手数料条例の一部を改正する条例

幸手市手数料条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表65の項手数料の金額の欄ア②(1)中「のうち同時に申請された住戸の」を削り、「（市長が別に定める建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。（2）及び第67号ア③において同じ。）」を削り、同欄イ3③中「（市長が別に定めるものを除く。第67号イ③において同じ。）」を削る。

別表65及び67の項手数料の金額の欄中「申請住戸数」を「住戸数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年11月30日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）の一部改正がされ、低炭素建築物の認定について申請単位が変更されることによる文言の改正をしたいので、この案を提出するものである。